

III 参考資料編

○ 参考資料

- ◇ 一般的な火災保険の概要 87
- ◇ 一般的な地震保険の概要 88
- ◇ 住宅・家財等の損失額の算定方法について 89
- ◇ 損失額の計算例 94
- ◇ 災害による指定地域
 - 新潟県中越地震 100
 - 7月13日水害による災害指定地域 101
- ◇ 地方税関係
 - 災害を受けられた方々へ（県税の災害等の特例措置について） 102
 - 災害家屋の代替家屋を取得する皆様へ 104
 - 災害等に係る自動車取得税の減免について 106
 - 災害により被災した自動車が自主抹消できない方へ 108
 - 市税の減免^(注) 110

(注) 今回の資料は長岡市の例を参考資料としましたが、他の市町村につきましては異なるところもあるかと思われますので、それぞれの市町村にお問い合わせください。

○ 様式

- ◇ 災害を受けた資産の明細書 112
- ◇ 被災した住宅、家財等の損失額の計算書 114
- ◇ 被災した家財の個別明細書 116
- ◇ 災害減免法第4条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書 117
- ◇ 災害減免法第6条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書 119

火災保険の概要（一般的なもの）

（1） 対象とする災害

火災保険は一般的に次の災害等について損害保険金が支払われます。

- 1 火災
- 2 風害・雪害・落雷・ひょう
- 3 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊
- 4 給排水設備の事故などにより生じた水漏れ
- 5 爆発・破裂
- 6 水害（台風、暴風雨等による洪水、高潮、土砂崩れ等）など

※ 水害については、保険によっては支払われないものがあります。

なお、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害や、地震等による火災損害については、火災保険に地震特約を付することにより損害金額が支払われます（一般的に地震保険単独での契約はできません。）。

（2） 保険金の支払い

損害の額または保険金額のいずれか低い方の額

地震保険の概要（一般的なもの）

（1）保険の対象となるもの

地震保険は一般的に次のものが保険の目的となる。

- ① 居住用建物
- ② 生活用動産

なお、次の家財等は保険の対象となりません。

- ・ 車輌
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう等で一組の価額が 30 万円を超えるものなど

（2）保険金の支払い

	損害の程度	支払われる保険金額
建 物	全 損	建物の地震保険金額の全額（時価限度）
	半 損	建物の地震保険金額の 50%（時価の 50%程度）
	一 部 損	建物の地震保険金額の 5 %（時価の 5 %程度）
家 財	全 損	家財の地震保険金額の全額（時価限度）
	半 損	家財の地震保険金額の 50%（時価の 50%程度）
	一 部 損	家財の地震保険金額の 5 %（時価の 5 %程度）

住宅・家財等の損失額の算定方法について

災害により被害を受けた住宅又は家財等の資産の損失額の計算については、被害に遭った時の時価（その資産が被害を受けた直前の価額）を基礎として計算することになります。

しかし、個々に損失額を計算することが困難な場合には、便宜的に次のような方法により損失額を計算していただいても差し支えありません。

なお、保険金、共済金、損害賠償金等により補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。

1 住宅に対する損失額の計算

住宅についての損失額は、次の方法により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} (1) \text{又は(2)の住宅の} \\ \text{被災直前の時価} \\ \text{相当額} \end{array} \right] \times \text{被害割合} - \left[\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされ} \\ \text{る金額} \end{array} \right] = \text{損失額}$$

《「住宅の被災直前の時価相当額」の計算》

(1) 取得価額等が明らかな場合

当該住宅の取得価額から減価償却費を差し引いて、住宅の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費}$$

(別表4) (注1) (注2)

$$\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{住宅の被災直前の時価相当額}$$

(注1) 減価償却費の計算における耐用年数は、通常の耐用年数に1.5倍したもの（この年数に端数が生じた場合は切り捨て）を用います（以下同じ）。

(注2) 「経過年数」は、取得の時から損失が生じた時までの期間を計算し、1年未満の端数が生じた場合には、6月以上は1年とし、6月未満は切り捨てます（以下同じ）。

(2) (1) 以外の場合

当該住宅の地域別・構造別の1m²当たりの工事費用に総床面積（事業用部分を除く。）を乗じた金額から減価償却費を差し引いて、住宅の被災直前の時価相当額を計算します。

$$1\text{m}^2\text{当たりの工事費用} (\text{別表1}) \times \text{総床面積} = \text{住宅の取得価額}$$

$$\text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費}$$

(別表4)

$$\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{住宅の被災直前の時価相当額}$$

2 家財に対する損失額の計算

家財についての損失額は、次の方法により計算します。

$$\left(\begin{array}{l} (1) \text{又は(2)の家財の} \\ \text{被災直前の時価} \\ \text{相当額} \end{array} \right) \times \text{被害割合} - \left(\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされ} \\ \text{る金額} \end{array} \right) = \text{損失額}$$

《「家財の被災直前の時価相当額」の計算》

(1) 取得価額等が明らかな場合

個々の家財の取得価額から減価償却費を差し引いて、家財の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{家財の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費}$$

$$\text{家財の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{家財の被災直前の時価相当額}$$

(2) (1) 以外の場合

家族構成別家財評価額により、家財の被災直前の時価相当額を計算します。

$$\text{家族構成別家財評価額} + \text{加算額} = \text{家財の被災直前の時価相当額}$$

(別表2) (注)

(注) 世帯（夫婦又は独身）以外の生計を一にする大人（年齢18歳以上）1名につき130万円
加算、子供1名につき80万円を加算します。なお、年齢は「災害の始まった日」現在の現況によります。

3 自動車に対する損失額の計算

自動車についての損失額は、次の方法により計算します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{自動車の} \\ \text{被災直前の} \\ \text{時価相当額} \end{array} \right) \times \text{被害割合} - \left(\begin{array}{l} \text{保険金等で} \\ \text{補てんされ} \\ \text{る金額} \end{array} \right) = \text{損失額}$$

(注) 自動車に係る「被害割合」は、別表3「被害割合表」を参考に、個々の被害状況を踏まえ被害割合を算定します。

《自動車の被災直前の時価相当額の計算》

$$\text{自動車の取得価額} \times 0.9 \times \text{減価償却率} \times \text{経過年数} = \text{減価償却費}$$

(別表5)

$$\text{自動車の取得価額} - \text{減価償却費} = \text{自動車の被災直前の時価相当額}$$

別表1 地域別・構造別工事費用表（1m²当たり）

(単位：千円)

構造 県名	木 造	鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄 筋 コンクリート	鉄 骨 造
茨 城	148	165	175	165
栃 木	150	174	161	160
群 馬	150	157	165	156
埼 玉	160	162	159	182
新 潟	146	165	167	154
長 野	161	165	166	158

別表2 家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦		独 身	
	歳	万円	万円	万円
~ 29		500		
30 ~ 39		800		300
40 ~ 49		1,100		
50 ~		1,150		

(注) 夫婦又は独身者以外の大人(年齢18歳以上)1名につき130万円加算、子供1名につき80万円加算。

別表3 被害割合表

区 分	被 害 区 分	被 害 割 合		摘 要
		住 宅	家 財	
損 壊	全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む)	%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
		100	100	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	半 壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一 部 破 損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸 水	床 下	0	-	
	床 上 50cm未満	平 屋	25 40	・ ①土砂(海水)の流入及び②長期浸水(24時間以上)の場合には、①及び②に該当することに左の被害割合に15%を加える
		二階建以上	20 25	
	床 上 50cm以上 1m未満	平 屋	45 75	
		二階建以上	30 55	・ 床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用する
	床 上 1m以上 1.5m未満	平 屋	60 100	
		二階建以上	35 70	・ 二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいう
	床 上 1.5m以上	平 屋	65 100	
		二階建以上	40 70	

(注) 自動車に係る被害割合については、上記を参考に個々の被害状況を踏まえ適用する。

別表4 住宅の減価償却率

建 物 の 構 造		耐用年数	減価償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57年	0.018
金 属 造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造		33年	0.031
木骨モルタル造		30年	0.034

(注) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。

別表5 自動車の減価償却率

種 別	耐用年数	減価償却率
排気量660cc以下のもの	6年	0.166
上記以外のもの	9年	0.111

(注) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。

【参考】

○ 主な家財の減価償却率

種 别	耐用年数	減価償却率	種 别	耐用年数	減価償却率
応接セット	12年	0.083	電気洗濯機	9年	0.111
鏡台	12年	0.083	扇風機	9年	0.111
ガスレンジ	9年	0.111	電気掃除機	9年	0.111
カメラ	7年	0.142	たんす	12年	0.083
給油機	9年	0.111	テレビ	7年	0.142
電気こたつ	9年	0.111	電話機	15年	0.066
照明器具	12年	0.083	ビデオデッキ	7年	0.142
食堂セット (ダイニングテーブル)	12年	0.083	ファンヒーター	9年	0.111
除雪機	15年	0.066	ベッド	12年	0.083
書棚	12年	0.083	ルームエアコン	9年	0.111
食器戸棚	12年	0.083	電気冷蔵庫	9年	0.111
寝具	4年	0.250	電子レンジ	9年	0.111
自動炊飯器	9年	0.111	除雪車 (人が乗る)	6年	0.166
ステレオ	7年	0.142	墓石	75年	0.014
ストーブ	9年	0.111			

(注) 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。

